

4月入所申請のスケジュールについて

書類作成・見学



書類配布：申請書類は、令和7年10月1日より配布開始となります。
窓口またはホームページからダウンロードいただきご用意ください。

園見学：保育所等の利用を希望している児童を連れて、希望施設へ見学に行ってください。（入所を希望するすべての園の見学が必須です。）

その際、様式「児童の状況」下部にある園見学の実績記載欄に、園からサインをもらってください。（すでに園見学を実施している場合は、一度園に連絡をして再度園見学が必要か確認したうえで、不要である場合はサインの代筆が可能です。（園に見学の状況の確認をとる場合があります。）

申込み受付

申込みの際は、ご案内 P. 6 で説明する必要書類を、綾瀬市役所 2 階保育課の窓口までお持ちください。不足書類がある場合は、申込みを受け付けることができませんので、ご注意ください。（申請時、本人確認書類の提示が必要です。忘れずにお持ちください。）

令和8年4月申請受付期間

令和7年10月14日（火）～11月13日（木）

2 次受付は、1 次終了～令和8年2月10日（火）までです。

綾瀬市外の保育所等に入所を希望する場合は、希望先の保育所等のある市区町村の締め切りが異なります。（詳細はご案内 P. 12 参照）

綾瀬市外にお住まいで綾瀬市の園を申請される方は、「転入予定」または「保育士等として在勤がある場合（予定を含む）」、「希望する園にきょうだい児の在園がある場合」を除き、2 次申請からの受付となります。

利用調整

利用可否の決定をするにあたり保育の必要性の度合いを点数化（P. 16 参照）し、必要性の高い児童から利用を承認します。（先着順ではありません。）

結果の通知

選考結果は、令和8年1月上旬に、文書で通知いたします。

保留の場合、取り下げの手続きがされない限り、自動的に2次選考及び5月以降（令和9年3月まで）の選考にかけられますので、再度申請をいただく必要はありません。

なお、2 次選考の結果は、2 月下旬に内定の場合は電話、保留の場合は文書で通知いたします。

* 4 月入所申込みにあたっての注意事項 *

- 1 窓口の混雑時はお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
特に、受付開始の週及び受付終了の週は窓口が大変混雑すると思われます。
また、お昼休み（12：15～13：00）についても対応できる職員が少なくなるため混雑が予想されます。
- 2 記入漏れがある場合には、保育の必要性の優先度が低くなる場合があります。また、書類の不備があると受け付けができない場合もありますので、同封の「保育所等利用申請書類チェックリスト」で漏れないように確認をお願いいたします。
- 3 申込内容の虚偽等が判明した場合は、申込みや内定を取り消させていただくことがあります。
- 4 修正テープでの修正（修正は二重線で消し、正しいものを余白に記載すること）や、鉛筆や消えるボールペンでの記載は申請できません。
- 5 令和7年度12月以降と令和8年度4月を同時に申込みする場合、令和7年度12月以降の申請書類は令和8年度4月分のコピーで提出していただいて構いません。（希望月のみそれぞれの申請に合わせて記載してください。）
- 6 すでに在園児がいる場合、今後、年度更新に係る現況届を提出していただくことになります。その際、入所申込みと同様の添付書類（就労証明書等）が必要になりますので、コピーや写真等を残しておいてください。
- 7 申込書類は、市が収受した後にお返しすることができません。コピーが必要な場合は、提出前にコピーしてください。

* 4 月入所に関するよくある質問 *

Q. 就労証明書の証明日は、何か月まで有効ですか。

A. 入所申込月の6か月前のものまでは有効です。

（4月の申請の場合は、10月1日以降に発行された就労証明書が有効です。）

Q. 希望園変更をしたいです。

A. 申請期間内であれば可能です。申請書の再記入が必要になりますので窓口までお越しください。

なお、4月1次で内定状態や内定を辞退をしている状態での4月2次からの希望園変更はできません。5月から新規申請（内定を受け入れる場合は転園申請）をしてください。

Q. 4月2次の保留の結果が届きません。

A. 4月1次で保留になっている方は、4月の結果として保留の状態が変わっていないため、再度通知は出しておりません。

2月下旬ごろを過ぎても内定の連絡がない場合は、保留となります。

